

佐世保市訪問型在宅レスパイト事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医療的ケアが必要な障がい者もしくは障がい児（以下「障がい者等」という。）の介護を行うものの負担の軽減を図ることを目的として佐世保市が実施する佐世保市訪問型在宅レスパイト事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）および健康保険法に基づく法令の定めるところによるもののほか、次に定めるとおりとする。

(1) 医療的ケアとは、人工呼吸器管理、気管切開、痰吸引や酸素療養などの日常生活に不可欠な支援とする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は佐世保市（以下「市」という。）とする。

(利用対象者)

第4条 本事業の利用対象者は、医療的ケアを要する障がい者等のうち、以下のいずれにも該当する者とする。

- (1) 佐世保市に居住する市民
- (2) 在宅で、同居の介護者による介護を受けて生活している障がい者等
- (3) 訪問看護を利用しており、かつ人工呼吸器管理又は気管切開等の医療的ケアを受けている方

2 前項各号の確認は次の各号に定める方法により確認する。

- (1) 前項第1号については住民基本台帳により確認する。
- (2) 前項第2号については、住民基本台帳及び介護給付費支給申請時の申告等により確認する。
- (3) 前項第3号については、指定訪問看護事業所との契約書及び直近の訪問看護指示書又は訪問看護報告書の写しで確認する。

(サービスの提供内容)

第5条 本事業は、委託を受けた指定訪問看護ステーションの従業者が利用対象者の自宅に滞在し、医療的ケアを伴う見守りを提供する。

2 本事業は指定訪問看護の利用に引き続きサービスを提供するものとし、同居の介護者が外出・疾病等の理由により利用対象者の介護を行えない時に利用できるものとする。

(サービス提供時間)

第6条 本事業の利用時間は一人の利用対象者につき年間48時間を限度とする。

2 本事業の利用時間は1回の利用につき4時間を限度とし、30分単位で提供する。

(事業に要する費用)

第7条 本事業に基づくサービスの提供費用は別表第一に定めるとおりとし、30分未満の利用は

30分に切り上げることとする。

(利用登録申請)

第8条 本事業の利用を希望する障がい者等（以下「利用者」という。）は、事前に「佐世保市訪問型在宅レスパイト事業利用登録（変更）申請書（様式第1号）」に障害福祉サービス受給者証及び第4条第2項で定める確認に必要な資料を添えて、市長に申請しなければならない。

(利用登録決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、佐世保市訪問型在宅レスパイト事業の利用の可否の決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは「佐世保市訪問型在宅レスパイト事業利用登録決定（却下）通知書（様式第2号）」（以下「決定通知書」という。）により利用者に通知するものとする。

3 第1項の利用期間は、同項の規定により本事業の利用の決定（以下「支給決定」という。）を行った日から利用決定を行った日の属する年度末までとする。

4 市長は、利用決定の際、利用者が負担する額（以下「利用者負担額」という。）及び1月に利用者が負担する額の上限（以下「利用者負担上限月額」という。）を通知するものとする。

(利用者負担上限月額)

第10条 利用者は本事業を利用した場合、第7条に規定する費用の額の1割に相当する額を、佐世保市と本事業実施に関する委託契約を締結した訪問看護事業者に支払うものとする。ただし、利用者の世帯の家計に与える影響その他の事情をしん酌し、世帯の状況により、利用者負担上限月額」を次の各号のとおり定め、その額を超えない範囲で負担するものとする。

(1) 利用の決定がなされた日（以下「決定日」という。）の属する年度（決定日が4月から6月までの間である場合にあってはその前年度とする。以下同じ。）の市町村民税について、利用者が属する世帯（利用者が18歳以上の場合は利用者とその配偶者、18歳未満の場合はその保護者の属する世帯員とする。以下同じ。）の世帯員全員が、均等割・所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ同法の規定による特別区民税に係るものを含み、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。ただし、当該世帯員が地方税法第318条に規定する賦課期日において、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。）をいう。以下同じ。）とも非課税の場合 0円

(2) 決定日の属する年度の市町村民税について、利用者が属する世帯の中で、税額が最も高い者が均等割課税のみである場合又は所得割額が33,000円未満である場合 5,000円

(3) 決定日の属する年度の市町村民税について、利用者が属する世帯の中で、税額が最も高い者の所得割額が33,000円以上235,000円未満である場合 10,000円

(4) 決定日の属する年度の市町村民税について、利用者が属する世帯の中で、税額が最も高い者の所得割額が235,000円以上である場合 20,000円

(5) 決定日において、利用者が属する世帯の全員が被保護者等である場合 0円

- 2 前項の利用者負担上限月額、利用者が本事業以外の支援等を受けている場合、当該支援等とは別に算定するものとする。この場合において、利用者が障害児に係る利用の決定を受けた保護者であり、かつ、本事業を利用する障害児が2人以上であるときは、それぞれの障害児ごとに利用者負担上限月額を算定するものとする。
- 3 市長は、災害その他の特別の事情があることにより、第1項の規定による負担が困難であると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(変更等の届出)

第11条 次の各号に定める場合には、利用決定を受けた利用者は、「佐世保市訪問型在宅レスパイト事業利用登録(変更)申請書(様式第1号)」にその事由を証する書面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 利用決定内容の変更を希望するとき。
 - (2) 利用者の収入等が前年に比して著しく減少し、費用負担が困難になったとき。
 - (3) 市民税額の更生があったとき。
 - (4) 前条第1項第1号から第4号までの適用を受けている者が被保護者等となったとき。
 - (5) 前条第1項第5号の適用を受けている者が被保護者等でなくなったとき。
- 2 前項の申請を受けた場合の手続きについては、第9条の規定を準用する。
 - 3 利用者負担額及び利用者負担上限月額の変更については、前条第1項第1号及び第2号は第2項に基づき申出があった月の翌月から、前条第1項第3号は当該事由の発生した月から、前条第1項第4号は当該事由の発生した月の翌月から変更することができるものとする。

(利用登録決定の取り消し)

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用決定を取り消すことができる。

- (1) 利用登録決定を受けた障がい者等が死亡したとき。
 - (2) 利用登録決定を受けた障がい者等が市外に転出したとき。
 - (3) 利用登録決定を受けた障がい者等が本事業の利用を辞退したとき。
 - (4) 利用登録決定を受けた障がい者等が第4条第1項に規定する利用対象者の要件に該当しなくなったとき。
 - (5) 偽りその他不正な申請により利用登録決定を受けたとき。
 - (6) その他市長が不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により利用登録決定を取り消したときは「佐世保市訪問型在宅レスパイト事業利用取消通知書(様式第3号)」により利用者に対して通知することとする。

(事業の従事者)

第13条 本事業は、次に掲げる要件を満たす指定訪問看護事業者であって、この要綱の規定に基づく本事業を実施する事業者として市に登録したものに委託して実施する。

- (1) 医療的ケアを要する障がい者等に対する看護又は指導について十分な知識を有すること。
- (2) 本事業の実施に必要な看護師等の人員を有すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めること。

- 2 前項に該当する事業者は、本事業を実施しようとする場合は「佐世保市訪問型在宅レスパイト事業事業者登録申請書(様式第5号)」を、実施事業所ごとに市長に提出し登録を受けるとともに、事業の適正な実施のため、市との間で委託契約を締結しなければならない。
- 3 前項による登録を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)は、申請の内容に変更が生じた場合は、その内容について「佐世保市訪問型在宅レスパイト事業事業者登録変更届出書(様式第6号)」を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業者に係る登録の抹消を行うことができるものとする。
 - (1) 登録事業者が不正に委託料の請求を行ったとき。
 - (2) 登録事業者が第1項に定める要件を満たすことができなくなったとき。
 - (3) 登録事業者が障害者総合支援法その他関係法令等、本要綱及び市長が業務に関し行う指示に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。
 - (4) 登録事業者が障害者総合支援法その他関係法令等、本要綱及び市長が業務に関し行う指示に違反したとき。

(サービスの利用)

第15条 利用者は、本事業を利用するときは、決定通知書を登録事業者に提示し、登録事業者と佐世保市訪問型在宅レスパイト事業の利用契約を締結しなければならない。

(請求および支払い)

- 第16条 登録事業者は、サービス提供終了後、当月1日から末日までの1か月分について「佐世保市訪問型在宅レスパイト事業サービス提供実績報告書(様式第4号)」に請求書を添えて、翌月15日までに市長に請求しなければならない。
- 2 市長は、登録事業者の請求を審査し、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(委託料の返還)

第17条 市長は、登録事業者が虚偽その他の不正な手段により第7条に規定する委託料の支払いを受けた場合は、当該事業者に事業の委託料の全部または一部を返還させることができるものとする。

(事業者の遵守事項)

- 第18条 登録事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 障がい者等の自宅に指定訪問看護ステーションの従業者を派遣し、医師の指示に基づく医療的ケアを伴う見守りを適切に行うこと。
 - (2) 登録事業者は、利用者に対して本事業のサービスを提供したときは、サービスの提供内容について記録を作成し、これを5年間保存しなければならない。
 - (3) 本事業によるサービスの提供の際、事故等が発生した場合は、利用者の家族及び市長に遅滞なく報告及び連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - (4) 業務上知り得た利用者および家族等の個人情報保護に十分留意しなければならない。

(報告等)

第19条 市長は、事業の実施に関して必要と認められるときは、登録事業者に対して事業に係る報告及び書類の提示を命じ、担当職員に関係者に対して質問させ、若しくは登録事業者の関係のある場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、本事業を実施するに当たり必要な事項については福祉事務所長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月2日から施行する。

別表第一 (第7条関係)

訪問型在宅レスパイト事業 サービス提供費用

| | 1時間 (60分) | 0.5時間 (30分) |
|------------------|-----------|-------------|
| 昼間 (午前8時～午後6時まで) | 5,550円 | 2,825円 |
| 夜間 (午後6時～午前8時まで) | 7,650円 | 3,825円 |

※利用時間に30分未満の端数がある場合は、30分以上に切り上げることとする。

※同一日において、昼間、夜間時間帯ともに30分未満の端数が生じた場合、より多くサービスを提供した時間帯についてその端数を切り上げとし、もう一方の時間帯については切り捨てとする。